

監査公表第4号（平成25年5月7日、県公報第3493号登載）

教育委員会出先機関定期監査結果に基づく措置通知（平成24年度）

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した教育委員会出先機関定期監査結果の報告（平成25年3月4日24監総第991号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年5月7日

福岡県監査委員	小 串 正 伸
同	伊 藤 龍 峰
同	行 正 晴 實
同	浦 田 憲 一

25教財第14号
平成25年4月3日

福岡県監査委員 小 申 正 伸 殿
同 伊 藤 龍 峰 殿
同 行 正 晴 實 殿
同 浦 田 憲 一 殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成25年3月4日24監総第991号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育委員会	備品の購入において、工事請負費から支出していたものがあつた。	再発防止策として、所属研修や出納員研修を通じ、財務規則に基づいた事務処理の徹底を図る。 なお、当該物品について備品登録を行った。